

死と生の権力

Social Control Engineering

Koichi Shibao

E-mail:shibao@aie-res.co.jp

Abstract

Faucault argued the power of death at middle ages has changed to the power of life at modern ages which even also failed by taking prison as an example. Recently, there are cases where the prison reforms are succeeded to reduce the social costs by lowering the recidivism rate employing the social network. From the nature of these powers, I propose horizontal network democracy.

目 次

1. 緒言
2. 死の権力
3. 生の権力
4. 生の権力としての規律権力
5. 規律権力の失敗
6. 規律権力の成功
 - 6.1 分散自律最大化の原理
 - 6.2 制約条件の導入
 - 6.3 全体最適性の必要条件
7. 生の権力の成功—社会コストの削減
 - 7.1 カリフォルニア州知事シュワルツネーガーの改革
 - 7.2 来島ドック坪内寿夫の挑戦
8. 民主制の変遷
 - 8.1 民主政の変遷概要
 - 8.2 モニタリング民主制
 - 8.3 ウィルスの政治と過剰コミュニケーション
9. 権力分散型—水平ネットワーク型民主制
10. 結言

1. 緒言

権力とは相手が意図していない行動を強制する能力であるとされる。古代より、多分、人類が発生して以来、集団を形作っていた人類にとっては、何らかの意味で片時も手放さなかった力であった。それにも拘らず、今日尚、権力について取り上げなければならない理由は何であろうか。中世まで続いた被支配者への死の権力から、近代国家の萌芽と共により国力を高めるためのな豊かさを求める生への権力へと変わった。それにも拘らず、逆に戦争やテロによる殺戮は激しさを増し、大規模化し、そして恒常化した。経済的な弱者と支配者層の格差は拡大する一方で減る見込みは無く、社会的な不安定性の基本的な原因となっている。

本報告では、フーコーの近代における死と生の権力を最初の切り口としその意味を探る。ついで、生の権力の規律権力の監獄の失敗から、逆に成功事例を探し、その理由を探す。日本や米国の成功事例では、権力が水平で分散的であることを見出す。権力による束縛や強制では、人は決して更生されて善くならないのである。

そして、ジョン・キーンの「デモクラシーの生と死」に従って民主制の歴史、ギリシャ時代の集会民主制、近代の代表民主制、ついで現代の権力を監視する公的、私的な監視機関の権力的には水平なネットワークでつながるモニタリング民主制を振り返る。しかし、インターネットなど権力の監視に便利な手段が普及したにもかかわらず、それらのコンピュータ・ネットワークによる過剰なコミュニケーションによって逆に民主政が不安定化している現状を検証し、民主制が生き延びられるか分からないとキーンは主張する。事実、ISILなどはより上手くコンピュータ・ネットワークを利用してテロを煽っている。

そこで、ナチス・ドイツの過剰な民主主義の結果、集権主義に変身した民主制の脆弱性を防ぐのに有効と予想される分権制度が、代表民主制の初期から提起されていたのに注目する。米国憲法では徹底した、権力の水平的な分散を図り、様々な独立した政府機関や私的な機関が水平的なネットワークを作り、それらが協調して運営する、分権システムである。このような権力的に水平的に繋がった諸機関のネットワークが、関連した各機関が相互作用をすることで、社会全体を上手く制御していく可能性について考える。

2. 死の権力

古代から現代に至るまで社会の支配者が被支配者に自分の権力の正統性を説得することは難しかった。しかし、集団を維持するのに必要な食糧など財を集め、それを機能に応じて分配することが出来たのは、原始的な社会から近世に至るまで、やはり強制力を持つことが出来る武力に優れたグループであった。

征服やクーデターによって支配権力を獲得したグループは、当然のことながら、自分に対して反逆を企てた競争者に過酷な刑罰、死を与えることで被支配者の反抗を抑え込んだ。このような刑罰によって実現した支配権力を死の権力とフーコーは呼ぶ。洋の東西を問わず、支配者である君主権力を否定した人々への死の権力の行使は、酸鼻を極めた。

フーコーは自著「監獄の誕生」の出だしで王への反逆者ダミアンを捕え、生きたまま腕、胸、腿と順に切り、溶かした鉛や油、火であぶり、最後に四肢を4頭の馬でバラバラにし燃やし尽くす処刑を延々と記述している。白状を強いる為の拷問や、見せしめのための公開の刑罰のために発

明されたギロチン、鉄の処女など様々な器具や装置は、住民や家臣の叛逆を恐怖で抑圧しようとい図したものであったが、支配者側の叛逆への恐怖をも物語っている。このような見せしめの為に残虐な刑罰を、しかも公衆に公開して行うのは日本でも江戸時代までは八百屋お七の焚刑など一般的であったし、中国では公開の処刑は共産党が政権を取った後でも最近まで行われている。

中世から近代の始めまで、ヨーロッパではこのような死の権力の行使は、住民を畏怖させるために出来るだけ残酷な手法で公開処刑されたが、このセレモニーの主役の一人は、反逆者達であり、もう一人の主役は、これを見物するために集まった群衆であった。反逆者は、群衆の面前で見せしめに引きまわされたり、処刑の過程で、毅然と勇気を示したり、又、時には集まった群衆に政治的信条を叫んだりして、群衆に感銘を与える最後のデモを行うことが出来た。もう一つの主役の群衆も、これらの被処刑者のデモに感銘し、処刑に不手際があると逆に処刑人を殺害したり、処刑を邪魔することも生じた。特に、封建的な近世から、産業が発達し始めた近代に移り始めると、多くの人が農村から都会に移り始め、人口が集中し始めることになると、支配者の意図に反し、死の権力の行使である公開処刑が、逆に騒乱の原因になり始めたのである。これは、最近の中国で不平等を糊塗するために、反日運動を政府が扇動したところ、逆に毛沢東の写真を掲げた不平分子の格好の宣伝の場となり、慌てて中国政府は反日運動を止めさせたのと同じ傾向である。と言うような訳で、死の権力は産業が興り、人々が都市に集中し始める近代では、死の権力は廃れた。

3. 生の権力

近代になり、人間の集団が集団間の領地争い、抗争を経て大きくなり更に通商や産業の発展により都市に人口が集中し始め、言語や文化を同じくする民族が集まり国家(nation)が形成され始めた。この頃になると、国家としての大きさ、強大さが更に国家間の抗争の鍵を握るようになった。この段階では、単なる武力の強さと言うよりも、その強大な軍を支える経済力等が重視されるようになった。そのため、各国は領土の開発競争、新大陸征服による資源や植民地の獲得競争、金貨の獲得を目指した重商主義に至った、武力だけでなく、富の拡大を図った。フーコーはこのような国家政策に使われた国家を富ませ強くするために行使される権力を生の権力と呼んだ。その典型は、規律・訓練と調整である。

ここで、少し過去の哲学者や政治学者が権力に対しどう考えていたのか簡単にスケッチしてみよう。

ホッブスは社会契約によって人民は万人の万人に対する闘いを避けるために支配者に自己の自然権を譲り自分を支配する権力を与える代わりに、社会の秩序、安全を得ると考えた。

ルソーは民主主義を鼓舞したが、民衆の意志、多数決で決められた意志を一般意志として信じていたので、多数による権力支配を結果的に認めていたことになる。

ヘーゲルの権力観も生の権力である。彼のテーゼ、アンチテーゼそれらを止揚したジンテーゼと言う進歩的歴史観から個人的な感情に支配される家族や私欲に支配される市民生活を止揚する国家を最高のものと見做した。そして、フランスに較べ国家の統合が遅れたドイツの状況から、フランス革命への深い関心にも拘らず、立憲君主制を支持し国家権力を中心とする社会を求めた。

彼の、国家や国家権力に対する思想は、後世の産業化や軍事大国化に遅れた後発国家群、ドイツ、イタリー、日本などに深い影響を与え、官僚と法律による国家統治に基礎を与えた。

ジョン・ロックはホッブスと同様に仮想的な社会契約によって、政府は成立すると考えたが、国民の信託によって政府が権力を行使するのであって、もし政府が国民の自然権である生命、財産、自由を奪えば、政府に反抗し変更する抵抗権があるとした。更に、国家は自然権を保障するため、信頼に基づく社会契約によって成立しているので、契約の条件として自然権を保証しなければならない。その保証の手段として権力分立の採用を考えた。そして、立法、行政の権力の分離を説き、後のモンテスキューの三権分離説のさきがけとなった。この考えは、アメリカの憲法にも引き継がれていく。このような権力分立の考え方は、現代にまで引き継がれ現代のモニタリング民主制の出発点になったと考えられる。

4. 生の権力としての規律権力

ここでは、フーコーの規律権力に話を戻して、何故、生の権力である規律権力が行きづまるかについて考える。そして、フーコーが近代の失敗例として挙げた監獄やそこでの訓練についても、権力について別の考え方をすることによって著しい成功を収めた例を紹介したい。それらの違いから、新しい民主主義の形を予想することも出来よう。

生の権力である規律権力は、監獄に留まらず、公衆衛生、病院、学校、軍隊など規律や訓練、調整が必要な社会の局面の全てで現れていた。フーコーはパノプティコンを例に、規律権力を説明する。パノプティコンとは、功利主義者のベンサムが考えた、収容された全ての囚人の、看守は一つの集中監視室から見る事が出来る監獄のことである。看守から囚人の行動を逐一見ることが出来るが、囚人側からは看守を覗き見ることは出来ない。何時見られているか、囚人側から分からないので一挙手一投足を常に監視されているものとして囚人は自らを律せざるを得なくなるのである。

規律権力とは以上のような社会の仕組みを使って、人々が、施政者の望むような行動を行はさせる方法としてフーコーは理解している。時代が中世から近代に変わる段階で、通商、産業がヨーロッパで急激に拡大し、それに必要な統治のスキルは、死の権力ー脅迫を伴う強制から、生の権力ー住民の規律に基づく自制的で自発的な行動を呼び起こすものであった。従って、近代国家は言語の標準化や公衆衛生、国民教育の普及に勤しんだ。又、郵便や鉄道の普及など、国民の一体化を生活の標準化によって図ったのである。国民教育では、国民としての統一的な歴史観が強調された。国民として一体感が、育まれるように謀ったのである。フランスではフランス革命以降、初等教育や中等教育に力を入れると共に、官僚や高級技術者、政治家を育てる高等教育機関としてグランゼコールを設立した。仏大統領を輩出したグランゼコールの中にはポリテクニークやENA(国立行政学院)が含まれる。

これに類似した教育機関は、各国によって事情は異なるものの、ナショナリズムに教導され富国強兵など生の権力を支えるものとして各国で競って強力に推進されている。従って、屢、国民を構成する諸民族のアイデンティティや、その間にある抗争などの不都合な歴史は故意に無視、又は忘れ去られたものとされ、共通のナショナリズムが強調される。

フーコーは晩年、例え公衆衛生や福祉と言う形態を装うにせよ、個人の倫理を高めることで、

これらの国家が強制する生の権力を拒絶することを主張した。

5. 規律権力の失敗

罪人を公開の残酷な死刑や仕置きすることを廃止し、監獄に収容して自由を奪うようになったことは、近代に成って国家が人道的な見地から成ったのではないとフーコーは主張する。従って、監獄に収容しても、決して犯罪者は更生して再生の道を歩むことにはならないのは、生の権力、規律権力の失敗であると主張する。

確かに、生の権力、規律権力の失敗は、軽はずみで犯罪に走った初犯者でも、収容された監獄内での処遇や他の犯罪者との接触で本格的な犯罪者への道を歩むことが再犯率の高さ、日本では60%、で示される。

何故、近代社会の生の権力は効率がよくないのか

近代社会を構成する組織の特徴は監獄だけでなく軍隊、警察、官僚、病院、工場など上下関係のある垂直的な階層構造を持っていることである。

そのような階級と言う上下関係のある組織では、軍隊の内部の古参兵の新兵への陰湿な苛めなど、ハラスメントはよく見られる。業務上の上下関係の階層関係でも、それはしばしば全人格的なそして全面的な権力の上下関係と関係者の間で受け取られる。そのため、職権乱用や、苛め、セクハラ、等のハラスメントが生じるのである。

監獄の場合、看守や刑務官は受刑者に対し、その生活の端々にまで絶対的な権限を持ち、更に刑を執行する、罪の償いをさせると云う刑務所の役割りから受刑者側に人間的な配慮を払うことは立場上難しいと云う意識が働く。このため、受刑者が更生し社会復帰できる可能性があったとしても、その意欲が育てられ、支援されることは少ない。

フーコーは晩年、生の権力を例え公衆衛生として福祉国家と言う形で表れたものであっても、市民の生を管理し統制するものとして抵抗するように呼びかけた。個人の倫理を高めることで生の権力を乗り越えようと訴えている。

6. 規律の成功

監獄での成功事例

フーコーは近代の規律権力の失敗事例として監獄を取り上げたが、一般に、犯罪者の更生や社会復帰に困難な筈である。それにも拘らず、幾つかの成功した事例が最近の新聞で報道されている。この失敗と成功の差に権力の在り方についてのヒントがあるように思われる。最近（2015年1~2月）の朝日には、以下のような事例が紹介された。

1) 社会が必要とする仕事をさせる

出所に近い農業経験者や動物好きな受刑者に牛の飼育を行わせ、その牛の筋肉を刑務所内で販売したところ非常に好評であった。そのため、ブランド化し刑務所産の高品質の牛肉として生産、販売したところ、市場からも高い評価を販売も好調である。従事した受刑者も出所後の社会生活

に非常に大きな自信を得たであろう。

2) 社会が必要とする能力を身につけさせる

刑今までの刑務所で習得させていた技術は現代社会に合わないのではと考え、若年の初犯者を対象に現代の社会が必要としている技能や知識を習得させた。具体的には、ゲームソフトの開発技術を教育した。その結果、国家試験の合格率が、一般人でも 20%なのに、60%の合格率で、出所後の就職率は 100%、そして、再犯率は 3%と非常に少なかった。ゲームソフト開発の指導は、部外者の協力を得た。

3) 被害者と加害者の対話の促進

NPO が中心となり、犯罪の被害者や被害関係者と加害者が直接話し合う機会を作った。すると、被害者側が聞きたい何故、加害者が何故そのような加害したのかの理由や、加害者は被害者がどう感じ、そしてその痛みを相互に理解することで、被害者の立ち直りや加害者の更生が早まった。

以上のような事例は 2015 年 1~2 月に朝日新聞上で報道されたものである。生の権力である規律権力が目指すのは、飽くまでも、目には目をの復讐と懲罰の視点を崩さないで、悪いことをしたのだから罰せられるべきだと考える。もし、加害者が被害者より良い生活を送ることは、被害者は感情的に許さないだろう。パノプティコンのようにその懲罰のプロセスを刑を執行する立場から合理化するだけである。しかし、それは刑務所はよく経験するように犯罪の再生にしかつながらない。

しかし、謂わば刑務所の成功した事例は、同じように規律は必要だが、強制は最小限にする。そして、服役者を含め社会全体への効果を重視する、プラグマティックなアプローチである。このためには、必然的に縦型の階層型組織を離れた部外者を含めたアプローチにならざるを得ない。

フーコーの生の権力、規律権力は服役者を看守、刑務官の全面的な服従を強いる権力である。両者の関係は上下関係があり、服役者は上に立つ看守等に逆らうことは許されない。そのため、上からは様々なハラスメントが発生するし、下からは反抗と敵意が発生する。

しかし、成功した事例では、処罰と言うよりも受刑者の行動を社会への復帰に向けて行動を変えることに重点があり、関係者の中で上下関係は発生しない。従って、刑務所での教官と受刑者であっても自分にとって有益な訓練を受ける学習者との関係である。これは新しい技術を教え技能訓練を行うインストラクターと訓練生との関係と同じで、階層的な上下関係でなく、協力者と受益者の権力を伴わない水平的な関係である。

7. 生の権力の成功ー社会コスト削減

フーコーが指摘した監獄における近代社会の生の権力である規律権力の失敗を挙げたが、権力によってではなく対等な立場で、社会が受刑者と向き合うことによって、より受刑者の更生を図れることが分かった。更に、社会コストの削減と言う、生の権力が成功である、日米における刑務所の改革について報告する。

7.1 カリフォルニア州知事シュワルツナーの改革

犯罪者が街に溢れ、犯罪を減らすために厳罰を科したのであるが、逮捕者が増えたため定員以上に収容した刑務所では正統に受刑者を扱うことが出来なかった時代があった。シュワ

ルツネーガー氏がカリフォルニア州知事の時代である。

1994年に米国で制定された「三振法」と呼ばれる罰則の強化が行われて以来、米国のカリフォルニアの刑務所が収容者で溢れかえった。三振法とは初回の服役で懲りず再犯を起した場合、二度目の犯罪の刑期を通常の2倍にすることが出来、更に三度目となると「三振」で軽微な罪でも25年から終身刑を科することが出来る法律である。1996年に発表されたシカゴ大学の経済学者S・レビットの報告によると、受刑者を一人釈放すると年間15件の犯罪を誘発し、社会コストは年間54,000ドルになる。受刑者を収容しておくコストは、一人当たり年間25,000~35,000ドルと云うから厳罰化は一定の経済的な合理性がある訳である。

しかし、合理性があっても実際の刑務所は設備的限界がある。逮捕されても収監出来ず裁判所は受刑者に刑務所が空くまで自宅待機するよう命じ、逮捕者は入所の順番待ちのため待機させられ、そのため彼等を街に放出せざるを得ない状態になったのである。

カリフォルニア州について言えば、2005年には22万人以上が刑務所や拘置所から逃れ、2008年には刑務所の収容人員が約8万人に対し、17万人以上の受刑者があった。

そのため、逆に刑務所は犯罪者を育てる結果になり、犯罪は増加の一途を辿った。

カリフォルニア州知事が訴えられる事態に

三振法施行後、1995年に元々は温厚なベトナム帰還兵が、自宅で妻、息子と姪を激高の末射殺、刑務所に収容されていたが、精神疾患を患っていたと認定されていた。しかし、刑務所内での精神疾患の受刑者に対する医療体制は不備で、治療を受けられず刑務所を管理する最高責任者である州知事を告訴した。州の連邦地方裁判所は精神疾患を抱えた受刑者の為に憲法に適合する十分な医療体制の整備を指摘した。そこで、知事は、その実施状況を監督する第三者的な立場の専門家を特別主事として指名した。これは、精神疾患に特化したものであるが、外部の目を刑務所の内部に行きとどかせる取り組みの一種と言える。裁判自体は州が上告したが、2011年に連邦最高裁判所は地方裁判所の決定を支持、メンタル・ヘルス・プログラムとして同州で実施されることになった。

更に、1997年に南米からの移民であった受刑者が刑務所内で転倒し、背中などを強打、英語が話せず刑務所側は病状を把握しないまま長時間放置、殆ど寝たきり状態に陥った。このため、憲法に保証された権利を侵害された、残虐で異常な刑罰を受けたと裁判所に告訴した。この当時、既に刑務所内は過密状況にあり、適切な治療を受けると云った受刑者の基本的権利、

この対策のため、大学の専門家や法律の関係者、医者、公共団体の関係者、それに一般の住民が参加した委員会が設立され、対策を講じることになった。そこでは、犯罪者の人権を擁護するとかの人道的な立場からではなく社会コストを削減すると云う視点から対策が講じられた。今までは、再犯率は60%位で犯罪による社会が被る被害の期待額と、犯罪者を刑務所に留置するコストとが比較され、新たな刑務所を建設して巨額の税金を使うことが正統化されなかったのである。しかし、厳罰主義を採用してから増えた入所者が定員オーバーになり処遇が悪くなり、又、刑務所が格好の犯罪者を産み出す装置として働くことから、社会は犯罪を減らすことを真剣に取り組まざるを得なくなったのである。

このため、州政府は委員会の提案に従って、まず、収容する人数を減らすために極力、他

州に犯罪者を送り出し、更に刑務所を新設、収容者の待遇を改善した。それと共に、社会に復帰しても受け入れられるように、職業の訓練だけでなく、高学歴の人間の方が社会に受け入れやすいと云う現実合うように学校教育を支援した。そして、社会生活の訓練、及び実際に社会に復帰した際の支援に力をいれたのである。このために刑務所の新設も含め、1兆円に近い資金を投じた。その結果、カリフォルニア州の治安は正常に復帰した。

7.2 来島ドック坪内寿夫の挑戦

日本の四国の愛媛県今治市の造船所で30人程の受刑者が柵も檻もない造船所で住み込み作業員として、一般作業員と混じって同様に働いている。監視役の刑務官や警備員も殆ど見当たらない。この大井造船作業場は1961年に四国を代表する造船所、来島ドッグのカリスマ的経営者、坪内寿夫が、個人的信念から、松山刑務所長と相談し、1961年から見込みのある受刑者を受け入れた。そして、大井造船作業場は松山刑務所の構外泊まり込み作業場として位置づけられ、受刑者は付属する、作業場と同様に柵も檻も無い開放的な寮に住み込んでいる。しかし、過去50年間に15人、殆ど逃亡者は無く、再犯率も当初30年間は15%で少なく、それも、その後、更に減少し2009年以降は一人も居ない。犯罪傾向の進んでいないA指標に分類される受刑者でも、男性の場合、出所後5年以内に再犯し収監されたのは22%もあるのにである。

坪内寿夫は終戦時ソ連でシベリアの強制収容所に抑留され、強制労働を経験し、「人間として扱われない収容と強制される労働からは何も生まれない」無意味さを痛感していた。そして捕虜になった時の開放処遇の喜び、解放され自由な行動が許される時信頼を裏切ることが出来なくなる気になるのを知っていたのである。

これ等の個人的な体験と共に、四国の松山で倒産寸前の造船会社の再建を引受けた時に、造船作業の人を見付ける必要があった。そこで、親交のあった松山刑務所長後藤信雄に受刑者の活用を提案し了承した。元々、後藤は受刑者に手に職を付けさせることで再犯防止になると考えていたのである。又、坪内の同郷の、東京都副知事を務めたこともある有力者に相談、一年以上に亘って法務省関係者に根回ししていたことから、極めて短時間に上級機関の許可を採ることが出来、実現したのである。

開放的処遇施設で作業員として選抜される受刑者は、45歳以下で、犯罪傾向の進んでいないA指標に分類される受刑者から更に、以下のような基準に沿って選ばれている。

- ・積極的な更生意欲がある。
- ・逃亡の危険が無い。塀、鉄格子等が無い開放施設が無いため。
- ・対人関係に問題が無い。自主的な共同生活、職業訓練及び生活指導を行うため。
- ・知能テストに学力テスト、体力テストを加味し共同生活が普通に出来る。
- ・暴力団等に所属していない。
- ・引受人が居て、保護関係の調整が可能な受刑者
- ・6か月以上、1年半以下の刑期があり、その間は勤務可能。

などで選ばれた受刑者である。

開放的処遇施設での生活

以上のように見込みのある受刑者が選ばれたとは言え、彼等にとって理想的な社会復帰に備えた実習になっている。

新入りの受刑者は、受刑者の間で自主的に運営される自治会組織で、寮生活のルールを学ぶ。そして、木島ドックの社員から造船作業の指導を5週間に亘って受ける。寮生活を行う受刑者は全て自治会に属し、日常生活に密接した様々な事柄に関して、自主的な判断で行うことが許される。

例えば寮内の清掃や図書室での管理の担当順から休日など余暇の時間の使い方、茶道、書道などの様々なクラブ活動の部屋や時間割り、年二回許される外出先の選定などに至るまでである。又、寮では各部屋ごとにリーダーが決められ、起床、就寝時の点呼を行い職員に報告する。受刑者間のトラブルは自治会を中心に自分達でどうトラブルを解決するかを考え、今後の対策などを話し合い、その方針を工場長に報告して了承を得るとプロセスで進む。ここで重視され、育まれるように仕向けられるのは、積極的に物事を決めて行く自主性と、話し合って意見を纏めて行く協調性である。これらは社会に復帰した際に円滑な社会生活を担保する、最も重要な能力である。

始め、付近の住民は受刑者が隔離されず自宅の付近に住むことに不安を感じたが、その造船所が開設後2年目に、付近の個人の私宅で火災が発生、それを受刑者が全員で消火し延焼を防いだことにより解消した。相互の理解が進み、地域の行事にも参加し住民と受刑者とのわけ隔ての無い交流が進んでいる。

8. 民主制の変遷

8.1 民主制の歴史

更に、権力的には水平的でネットワーク構造を形成するジョン・キーンの言うモニタリング民主制について考えみたい。そのため、キーンは主著、デモクラシーの生と死の中で、民主制は、メソポタミア、ギリシャ等の時代の集会民主制、マグナ・カルタからジョン・ロック、モンテスキューの提言を受け、近代の代表民主制に達した。そして、現代は、モニタリング民主制へ発展したと述べる。モニタリング民主制は図2に示すように、政府や政府系監視機関、市民モニタリング機関、マス・メディア等の権力監視機関が水平的なネットワークを形成し、権力を監視することで、民主主義を保とうとするものである。キーンの民主制の歴史を概括する。

1) 集会民主制

古代の民主制は言葉の発達、特に文字による文書によって外部に情報が伝達される時代に発展している。ターレスが活躍した紀元前800年頃、フェニキア文字がギリシア地方に普及し、又、パルピス、後には羊皮紙が普及し、毎年、消えてしまう粘土に刻んだ楔形文字が変わって使用されるようになった。このため、吟遊詩人だけが可能であった遠隔地や時代を越えた情報の伝達が可能になった。それもアゴラを中心にしたギリシャの民主制度が、周辺地方に伝達され発展することを、そしてそれを今に伝えることが可能になった。その意味でメディアの影響は無視できないのかも知れない。

2) 代表民主制

代表民主制は、近代における国家の膨張と、生の権力、つまり通商や産業の拡大を目指すブルジョアジーと国家としての拡大を目指す支配層との妥協として議会が生まれ、それに民衆の支持を得て代表制民主制が産まれている。ここでも、印刷技術がヨーロッパに輸入され、印刷文書が普及したことが、後世には新聞やラジオの発達代表制民主制の発展を支えたと考えられる。

代表民主制は図1に示すように、権力的には上下関係がある垂直的で階層的な構造である。

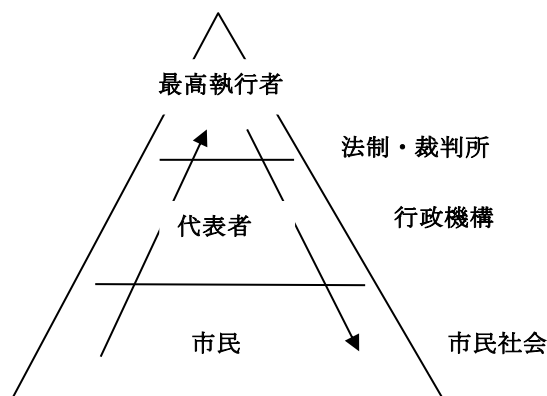


図1 代表民主制

市民が代表者を選挙で選出し、その代表が構成する議会が、最高執行者、つまり、大統領や首相を選出し、その下に行政機関としての政府が存在し、それが市民に国防、安全や公衆衛生、通商や産業活動を円滑に行える為の秩序の形成などサービスを提供する。謂わば、市民は下から、代表を選出する時にだけ権力を行使できる。しかし、その市民の代表は、最高執行者を選び、そこで構築された政府が、政策を実施する形で、上から権力を行使する。しかし、権力を持つ側は人々を操作しようとする組織的努力に事欠かない。この問題を解消するための闘いが次のモニタリング民主制である

8.2 モニタリング民主制

1) モニタリング民主制の起源と歴史

民主制になっても未解決の問題は山積みしている。例えば、民主制度は、ギリシャ時代から奴隷制度と切っても切り離せない。20世紀に至っても、トクビルに称賛され代表民主制の典型とも言われるアメリカの民主主義においても、アフリカ系アメリカ人に対する差別は大きい。それは1964年にジョンソン大統領が公民権法にサインするまでジム・クロウ法として白人との結婚の禁止や公的バスでの着席禁止など公的に存在した。これらの不平等を平和的に解消させたのが、キング牧師やアフリカ系アメリカ人だけでなく、様々な有色人種や白人も含む様々な公民権運動グループのネットワークである。このような、市民のボランティアで構成さ、政府の権力行使を監視(モニターリング)するグループは、様々なマイノリティ、性的差別や環境問題などの解決に活躍した。

社会の変化は支配層の内部亀裂及び勇気ある市民や公的精神に富む指導者が先に行く時に意

図せざる成り行きと幸運がこのようなモニタリング民主制に齎した。時代は代表民主制の病弊に対する治療法を求め、無責任権力と言う魔物を制御する新しい形態の民主制—モニタリング民主制を支持したのである。モニタリング民主制は図 2 に示すように、市民と政府、政府監視機関、私的な市民によるモニター機関、及び新聞、TV などの報道メディアからなる複雑な権力的には上下関係のない水平方向のネットワークになっている。但し、政府内の官僚制度には階層性が残るが、この弊害を埋めるためにモニタリング制度が産まれたのである。

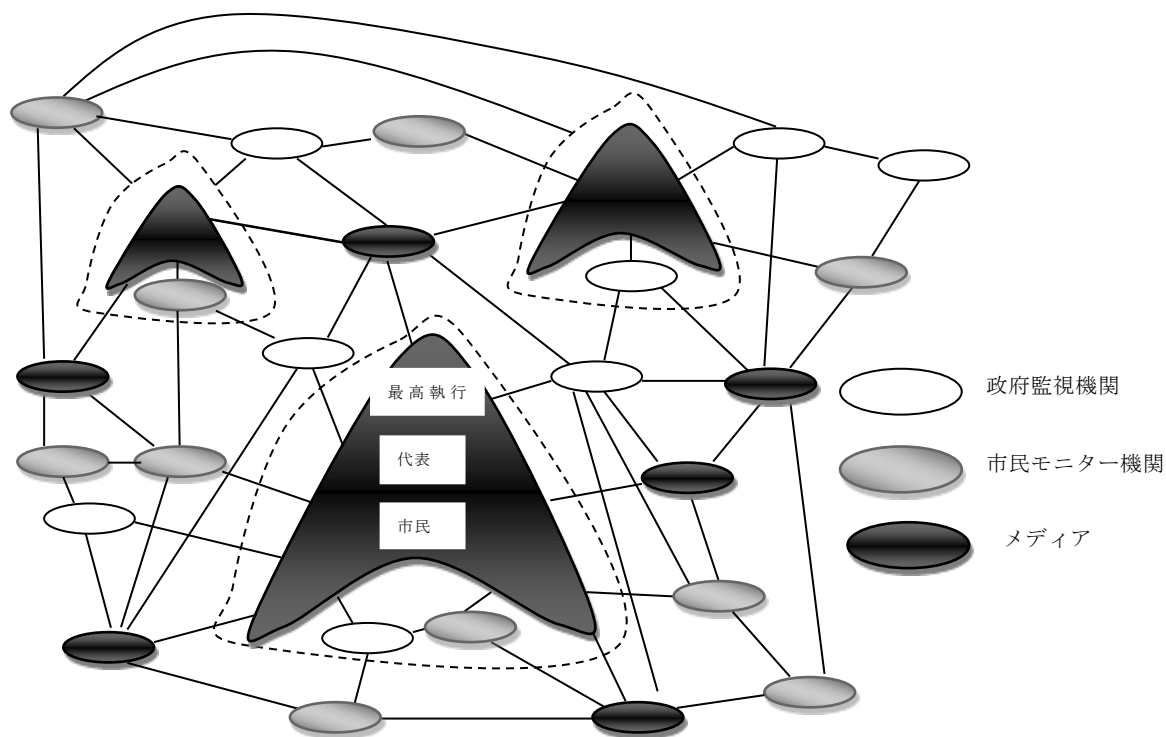


図 2 モニタリング民主制

2) 国際的モニタリング制度

国際関係については、国連や国際的な環境団体や人権団体など様々な、国内と同様に、権力監視機関があり権力的には水平的なネットワークを構成している。

元々、国際関係の規律は各国の内部のことは各国で自由に決めてよい、他国の干渉は許されないと云う 30 年戦争後の 1648 年に制定されたウェストファリア制度が今尚基本である。

しかし、グローバル化が進んだ今日では、環境問題など各国政府の単独活動を越える領域で求められる社会の変化があり、これに対処するのも国連の機能の一つだろう。しかし、国連決議は国連の参加国が批准しない限り、国内の拘束力は発生しない。決議参加国の制裁が原因で決議を遵守することになる。権力を持たないと云う意味では国連もまた、モニタリング機関の一つと見做すことも可能であろう。又、国連の他に、当然、私的なモニター機関が存在する。例えば、人権に関してはヒューマン・ライツ・ウォッチやアムネスティ・インターナショナルのような市民が国際的に組織した民間のモニタリング機関もある。1948 年にエレノア・ルーズベルトを中心に世

界の関心のある人々で起案され国連決議された平等にして譲ることの無い人権を詠った世界人権宣言は、直接的な権力を有しない機関が推進した人権活動と言う意味で、モニタリング民主制の貢献であるだろう。

8.3 ウイルス的政治と過剰コミュニケーション

しかし、このように様々な人類への貢献を実現したモニタリング民主制ではあるが、その将来は、必ずしも明らかなものではない。ジョン・キーンの言葉では、モニタリング民主制が生き延びることが出来るか否かは、未来に成ってみなければ分からないと言っている。又、彼の著書の題名、デモクラシーの生と死が暗示するように、民主制の将来は決して明るいものだけではないのだ。この理由は何であろうか。

キーンは民主制の発展とメディアの関係を重視する。集会民主制では言葉が、代表民主制では印刷物やラジオが鍵になった。そしてモニタリング民主制では、後から出てきたコンピュータを使ったコミュニケーション・メディア、つまり、インターネットを使ったブログやソーシャル・ネットワーク、携帯電話、・・・による過剰コミュニケーションが、どのように民主制にどのような影響を与えるかは予測できないと云うのである。

キーンは過剰コミュニケーションによる政治をウイルス的政治と呼ぶ。そして、ソニーのビデオ・カメラを抱えて現場に赴くだけで、リアル・タイムでインターネットを通じて世界中がその出来事を見ることが出来る時代である。権力を物陰から引きづり出して一般公開することから逃れられる政治家は稀になる。しかし、権力を持つ側は、従う人々を操作する為に過剰コミュニケーションを利用することも可能である。事実、ISILは巧妙な見栄えの良いビデオ・プログラムを発信することで多くの仕事が無く差別されたと感じた多くの若者を戦士やテロリストとして惹きつけることに成功した。

そのような社会状況のウイルス的性格は、過剰モニタリング・メカニズムが引き起こす権力論議が、意図せぬ経路を辿り、驚くべき結末に達することである。携帯電話や掲示板サイトやブログは政治家、政党、議会、政府全体を困惑させようとする。実際、コンピュータ・コミュニケーションに刺激された様々な色どり鮮やかな革命、バラ、ジャスミン、オレンジ、・・・アラブの春、などは一部成功したものもあるが、屢、旧勢力を倒して民主制を導入しても、やはり、経済は停滞し失業は増え、生活が苦しく又、クーデターによって軍事独裁を呼び起こす結果になったものもある。そして国民は内戦とテロに苛まれることになる。

これは、民衆の権力認識が過剰コミュニケーションとモニタリング制度が結合して、ゲシュタルト崩壊—長く同じ字を見ていると、棒とか点だけが見えるようになり、字全体が見えず意味も分からなくなる—を惹き起すようになるからとも言えよう。そして、メッセージの過剰とその飽和状態は、事件に対する市民の無関心を産むことになる。メッセージの過剰状態は、民主制に有害な影響をもたらすのである。

モニタリング民主制が過剰コミュニケーションを糧にしているのであるが、それが齎す悪い結果は、市民を世界の複雑さから逃避させ、駝鳥と同様に無知の砂に頭を突っ込ませるか、流行に浮かされ考えをコロコロ変え、正反対の物に賛成したりするようになるのである。

9. 権力分散型—水平ネットワーク型民主制

9.1 民主制における権力分立の歴史

水平的な権力構造を目指したのは実はモニタリング民主制だけではない。モニタリング民主制は、図2に示すように様々な公的、私的な権力監視機関のネットワークで民主制が形成されている。しかし、実は代表民主制、更にはその前の集会民主制の時代から、様々な権力分散の試みがなされてきた。

古代ギリシャでは、民主を犯す僭主になりそうな有力人物が現れると、貝殻で投票を行い、一定期間、国外に追放した。又、くじ引きで公職を割り当てたり、共和制のローマでも、軍を率いる指揮官を一日置きに交代させたりした。

更に、代表民主制の時代になっても、様々な試みがなされた。民主制は民衆による支配であり、代表民主制になると最終的には多数による少数派の支配の多数決と言う意志決定のアルゴリズムしかもっていない。民主制を裸のまま放置すれば、愚民政治など其の弊害は大昔から目に見えていたのである。

このため、実は、分散した機関が様々な型の権力を行使し相互にチェックし干渉し合うことで、権力の濫用を監視し制御する仕組みが、代表民主制の初期の段階から構想されている。

前に述べたように、権力に対する考え方は、近代にはいつて啓蒙時代にはルソーは多数の意志を一般意志としてそれに全面的に従うことを、つまり、多数の権力を絶対視し認めていた。しかし、ジョン・ロックは、司法の独立を目指し、それは後のモンテスキューの司法、立法、行政の三権分立の主張に繋がり、米国憲法にも取り入れられたのである。

そこでは、立法権はそれを担う代表議員の選挙で選挙権の行使によって、直接、大衆である選挙民の意志が反映されると考えられる。行政権は、国によって異なり、立憲制のように代表議員によって選ばれる首相が組閣し政府のトップを決めるか、直接、選挙で選ばれる大統領によって行政府が組織化される。司法の正統性は、日本では内閣が推薦する最高裁の判事の資格審査を国民が行うことで担保するが、実際上は形式的である。

9.2 米国の憲法

権力の行使に注意し、対策を最大に準備したのは米国である。これを少し眺めて見よう。米国では州内の全般的な司法を担当する州裁判所と、これと対等な違憲審査など限定された権限を持つ連邦裁判所がある。米国は、独立した州が対等な権限を持って集まって合衆国を作ったと云う歴史的経緯があるだけに、上下関係のある階層構造でなくより水平的なネットワーク構造を持っている。

民主制を国民にとって価値のあるものにするためには、多数決で物事を決める以上の知恵が必要なのである。米国憲法の制定に際しては民主的な手続きではなく秘密裡に準備が進められた。多数派の権力による少数派の支配を避ける仕組みを、米国の憲法立案者は注意深く、憲法に埋め込んで行ったように思われる。

米国以外の各国が、図1に示すような階層的な、官僚組織を中心とする権力構造を持った政治構造を考えたのに対し、分権と権限の分散による上下関係の階層でなく出来るだけ、水平的なネットワークを構築したことである。米国は独立した行政、立法、司法の権限と機能を持つ独立した約50州の平等な水平ネットワークである。それを調整する憲法で規定され許された機能しか

中央政府は持っていない。

又、徹底した3権分立は大統領の意思決定ですら、僅か連邦最高裁の3人の判事の反対で、拒否することができる。

選挙制度にも工夫が凝らされている。下院は選挙区の人口に比例して代表議員数が割り当てられるが、下院は人口に関係なく割り当てられる。大統領選挙は、直接、大統領を有権者が投票するのでなく、選挙区の人を選挙してその選ばれた選挙人が大統領を占拠する。これは、大統領選挙に長期間要することになり、候補者にタフな試練を与えることになった。そのため、候補者の対応を見て、有権者にはじっくり吟味する機会を与えると共に、大統領候補には危機に耐えるレジリエンスを育てる機会になっている。

又、政府への反抗権を与え、銃器所有の自由を憲法で保証したことは、様々な銃器事故や、大統領の暗殺を齎したものの、市民に単に政府に迎合するのではなく、主体性を持って政治に参加する気風を涵養した。問題も色々残るが、権力を持つものに対し、米穀憲法程、様々な制約を付した構造はない。

従って、他の国家、日本やイギリス、フランス等と異なり、米国は合衆国、United States of America を言葉通りに実現した組織である。独立した州政府が、国防など対外的な事項や、人権など重要な事項を国家に預け、それ以外の権限、責任は各州政府に預けている。従って、各州は行政だけでなく、司法、立法(民法)にも独自性があり、1つの州で行われることがそのまま、他の州でも行われていることは期待されない。しかし、改革が一つの州で成功すれば、他の州で模倣されると云う形で普及していく。又、個人も其の州の制度が気に入らなければ、望ましい制度を持つ州に自由に移動することが出来る。このような制度は、権力によって支配したり、理論的に設計して作られる制度(タクシス)でなく、ハイエクが提唱したような自己組織化的に自然に生成される秩序、自生的秩序(コスモス)である。

10. 結語 ネットワーク型民主制(権力分散型の民主制)を目指して

民主制は、他の政治制度に対し顕著な特徴は、国家など人間集団のリーダーである権力者の権力を如何に抑制するかにも最も腐心して発達したことである。このため、狙いとしては社会の成員に対し、権力による強制が最も少なくなる政治体制である。しかし、社会の成員全てに平等な権利を認め、多数決を集団としての意思決定のルールとしたため、議会制民主制は“民主主義”の名前通り、“デモクラシー” = “デモス(大衆)” の“クラシー(支配) “=多数派の少数派への支配”である。

従って、過剰に民主的であれば、その後は独裁制に移行する。ワイマール憲法は余りに民主的であったと評されているが、その民主的過ぎる制度の基で、又、民主的な手続きによってドイツはナチス・ドイツに変貌した。戦前の日本でもそうであったが、議会で議事がもたつて、必要とされる変革が進まず、国民に民主主義、議会政治が見捨てられるような結果に陥ったのである。それは独裁者や軍国主義者、ポピュリストの思う壺であった。

フーコーの言う、生の権力は、国内の生産性を上げると同時に失業者を救済したアウトバーンの建設などナチス・ドイツは多く利用した。台所と言う日常にまで干渉し、無駄なく食材を調理する女性をカリスマを育て、国民運動とすることで強靱な肉体を持つドイツ兵を育てるために奉仕させた。機能的なシステム・キッチンでさえも、その為使用が推進された。ナチスは淡々とし

た日常にさえも入り込み、支配したのである。フーコーは個人が倫理を高め、生の権力を拒否することを勧めたのは以上の理由による。

しかし、ISILに参加する若者のように、仕事も無く失業し社会から疎外されていると感じる人が増えている。これを国家が直接、福祉政策や財政投資によって失業を減らすよりも、米国の中央銀行のように経済成長(失業率)と金融の安定に責任を負う独立した機関の行う、金融政策によって行う方が、政府への依存度が国民に少なく、結果として善いだろう。

ナチスとは違う道で米国が世界で最も強力な国家に成長した結果、ハイエクが言うように、最終的には日本も含め、世界の各国が国情に合わせて、米国のやり方を模倣することになった。代表民主制の初めから、権力の分散はモンテスキューの言う立法、司法、行政の三権分立は注目され、政治の制度に組み込まれていった。その後民主制が発展して獲得した、又は獲得しつつある制度は、キーンが言う権力を監視するだけのモニタリングだけではないように思われる。

現代に至っては、教育委員会、中央銀行、その他様々な xx 委員会と言うように、様々な専門的能力を持つエージェントが設立され、権力が水平的に分散・分立され、それらが互いに協調しながら、行政や立法、司法を支えているように思われる。キーンの言う権力監視機関やメディアはそのようなエージェントの一つである。

図で表せば、図2のモニタリング民主制の図、様々な委員会や中央銀行、等がノードとして加わった水平的な権力構造を持つネットワークになろう。図2と同工異曲なので、作図は省略する。

今日では、水平的な分権化は更に進み地方の教育委員会のように、様々な自律的に意思決定する機関が創られ、それらは地域に根差した適切な専門的知識や経験、熱意を、社会に提供することが期待される。そのため、これ等の機関は政治からの独立性が望まれるようになり、例えば、中央銀行は、政府と密接な関係があるものの、高い専門性と知識が磨かれ、独自の判断で行動することが要求されている。

しかし、米国は其の憲法の制定課程から見られるように、水平的なネットワーク構造を志向していたとも言える。それでも米国の社会、政治が理想そのものであるかについては疑問があろう。つまり、まだ、如何にして水平ネットワーク型の権力構造を持つ社会をどう制御するかについては、未解決の問題が多い。これを、ジョン・キーンのように、ウィルスの政治の温床として見捨てるかそれとも更に、注意深く運営することで、又、新たな政治技術を発見することで安全で安定的なものにし得るか。

しかし、まだ今日では権力分権化と水平ネットワークによる社会運営は、関係者に気付かれず、本格的な力にはなっていないように思われる。今後の研究と普及、このための科学、技術側からの支援が必要と考えている。

参考文献

- [1] ジョン・キーン、デモクラシーの生と死 上/下、みすず書房、2013
- [2] 重田園江、ミシェル・フーコー、筑摩書房、2011
- [3] 川崎修・杉田敦編、現代政治理論、有斐閣、2006
- [4] 佐々木毅、民主主義と言う不思議な仕組み、筑摩書房、2007
- [5] M. J. サンデル、民主制の不満 上/下、勁草書房、2010
- [6] M. J. サンデル、リベラリズムと正義の限界、勁草書房、2009

- [7] 沢登文治、刑務所改革—社会的コストの視点から—、集英社、2015
- [8] F. A ハイエク、法と立法の自由、春秋社、1987